平成24年6月29日

条例第16号

改正 令和4年6月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとと もに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることにより、口腔機能の維持向 上を図ることを促進すること。
 - (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の状態及び歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
 - (3) 保健,医療,社会福祉,教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ,総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び千葉県との連携を図りつつ、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師,歯科衛生士,歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は,市が市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策に協力するとともに,良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。次条第2号において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(市の基本的施策)

第6条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次に掲げる事項 を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯と口腔の疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 歯と口腔の疾患の早期発見及び早期治療のため、市民が定期的に歯科に係る検診を受けるとともに、必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進すること。
- (3) 8020運動 (80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指した運動をいう。) に関する取組の推進,8029運動 (80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し,介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。) の普及啓発,オーラルフレイル対策 (加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し,当該状態を早期に把握し,及び改善するための取組をいう。) の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 母子保健,学校保健,成人保健及び高齢者保健を通じた生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者,介護を必要とする者,社会的養護を必要とする子ども等の歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) マウスガードの使用に関する普及啓発その他のスポーツによって生じる歯と口腔, 顎等の 外傷, 障害等の防止及び軽減のための安全対策に関すること。
- (7) 災害発生時に、市民が歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境整備の推進に関すること。
- (8) その他市民の歯と口腔の健康づくりのための措置を講ずること。

(計画の策定)

第7条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を計画的に実施するため、基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第14号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。